

○平省令財務省告示第二百三十五号
平成二年六月二十日第五条第十一項の規定に基づき、大蔵省令第三十号～第二百三十五号
平成二十四年六月二十日より告示する。割引短期国債、大蔵省告示第百八十九回

國庫短期証券（第二百三十五号）

大臣 安住

淳

の發行等に關する省令（昭和五十七年大蔵省告示第二百三十五号）

社債別年会計法第十九條特例法第十三年法律第七十五号。その規定

用振替の法律発行等に關する省令（昭和五十七年大蔵省告示第二百三十五号）

株式等の振替に關する法

イ 方募入価法入札格決發競定行争の

當も各申かるか込らみそののう応ち募応額募を価順格次の割高りい
価格を場で競争う札価振の以律社債別年会計法第十九條特例法第十三年法律第七十五号。その規定

四 發行方法

格国定特あ争入競債め別つ入札に競市る参て札發による発行
入場も加、「振替法」といふ。この規定

三 二 一

格替適下「振替法」といふ。この規定

| 十 一 | 九 行 単 格 日 | 八 替 額 面 位 金 | 振 額 入 札 格 第 參 市 發 競 I 加 場 行 爭 額 | 七 行 入 札 格 第 參 市 發 競 I 加 場 行 爭 額 | 口 イ 払 | 六 行 入 札 格 第 參 市 發 競 I 加 場 行 爭 額 | 口 イ 發 | 口 |
|--------|-----------------------|----------------------------|--|--|-------------|--|-------------|---|
| | | | | | | | | |
| 平す額の振 | 千 | 円 千 四 二 | | | 額 億 額 | | 込 募 各 | |
| 成るの記替 | 万 | 七 万 兆 | | | 面 五 面 | | み 限 国 | |
| 二。整載法 | 円 | 百 四 三 | | | 金 千 金 | | の 度 債 | |
| 十 数又の | | 六 千 千 | | | 額 万 額 | | 応 額 市 | |
| 四 倍は規 | | 十 円 二 | | | で 円 で | | 募 の 場 | |
| 年 の記定 | | 五 百 八 | | | 千 二 | | 額 範 特 | |
| 六 金録に | | 億 八 | | | 七 兆 | | を 圏 別 | |
| 月 額はよ | | 二 億 | | | 百 三 | | 割 内 参 | |
| 二十 に、る | | 千 三 千 | | | 六 千 | | り に 加 | |
| 日 よ最振 | | 三 千 | | | 七 二 | | 当 お 者 | |
| る低替 | | 百 五 | | | 百 七 | | て い ご | |
| も額口 | | 三 百 | | | 億 三 | | る て と | |
| の面座 | | 三十 | | | 十 | | 。各 の | |
| と金簿 | | 万 十 | | | 一 | | 申 応 | |

十
六
十
五
十
四
十
三
十
二
口
イ

払 者 入 場 元 償 行 償 争 非 者 特 国 入 価
込 札 所 金 還 入 価 • 別 債 札 格
期 参 支 金 期 札 格 第 参 市 発 競
日 加 払 額 限 発 競 I 加 場 行 争

平 財 日 額 償 当 た 平 十 額 十 額
成 務 本 面 返 た だ 成 錢 面 錢 面
二 大 銀 金 金 る し 二 金 以 金
十 臣 行 額 を と 、 十 額 上 額
四 か 百 支 き 償 五 百 の 百
年 ら 円 払 は 還 年 円 そ 円
六 通 に う 、 期 六 に れ に
月 知 つ 。 そ が 月 つ ぞ つ
二 を き の 銀 二 き れ き
十 受 百 翌 行 十 九 の 九
日 け 円 営 休 日 十 応 十
た 者 た 業 業 九 募 九
に に 日 日 九 価 円
に に